

# 富山県 事業持続員支援金

8月分、9月分

【酒類販売事業者】

上乗せ支援

## 県 富山県事業持続月次支援金

8月分又は9月分の国の月次支援金を受給した県内事業者に上乗せ支援

※酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた富山県内等の飲食店と2019年及び2020年の8月、9月に複数回の取引がある酒類販売事業者

給付額 国の月次支援金給付額と同額

※ただし、月間売上額の減少割合に応じて給付上限額を割り増しします。  
詳細は右側概要ページの給付額欄をご覧ください。

申請期間

8月・9月分:令和3年10月22日(金)から令和4年1月31日(月)まで  
(郵送申請/当日の消印有効、オンライン申請/令和4年1月31日(月)23:59まで)

お問い合わせ先

富山県事業持続月次支援金事務局

076-444-5380

E-mail : toyama-getsuji@bsec.jp

受付時間 9:00~17:00

土・日・祝日をのぞく平日のみ

郵送又は  
オンラインにより  
申請

## 国 月次支援金

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少した事業者を支援

給付額 2019年又は2020年の対象月と同じ月の売上ー2021年の対象月の売上

中小企業等

上限 20万円

個人事業者等

上限 10万円

申請期間

8月分:令和3年9月1日(水)から令和3年10月31日(日)まで  
9月分:令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで

お問い合わせ先

月次支援金相談窓口 0120-211-240

受付時間 8:30~19:00

土・日・祝日を含む

# 富山県 事業持続月次支援金の概要

【酒類販売事業者】

給付対象者

8月分又は9月分の国の月次支援金の給付決定を受けた中小企業等、個人事業者等で、確定申告の納税地が富山県内の事業者のうち、酒類の提供停止を伴う時短要請等に応じた富山県内等の飲食店と2019年及び2020年の8月、9月に複数回の取引がある酒類販売事業者です。

※国の月次支援金は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、対象月の月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少した事業者が対象となります。ただし、休業又は時短要請に係る県の協力金の支給対象となっている事業者は、受給の有無に関わらず、国の月次支援金の対象外となります。

※納税地は、法人の場合法人税、個人事業者の場合所得税を指します。

給付額

国の月次支援金給付額と同額

※ただし、月間売上額の減少割合に応じて給付上限額を割り増しします。

※下記①または②のいずれか小さい額を支給

①	月額売上の減少割合	中小企業等	個人事業者等
	50%以上~70%未満	上限 20万円/月	上限 10万円/月
	70%以上~90%未満	上限 40万円/月	上限 20万円/月
	90%以上~	上限 60万円/月	上限 30万円/月

② 国の月次支援金制度における売上減少額から同制度給付額を控除した額

※「富山県飲食業関連事業者支援給付金(第2次)」との併給可能。ただし、当該給付金の受給月に係る「富山県事業持続月次支援金」の額は、当該給付金額を控除(上記金額を限度)した額

申請期間

8月・9月分:令和3年10月22日(金)から令和4年1月31日(月)まで  
(郵送申請/当日の消印有効、オンライン申請/令和4年1月31日(月)23:59まで)

主な申請書類

※申請書類の詳細は裏面をご参照ください。

- ・富山県事業持続月次支援金申請書(様式1)
- ・国の月次支援金の給付通知書の写し(様式2)
- ・誓約書、役員等名簿(様式3)
- ・振込先の通帳等の写し(様式4)
- ・本人確認書類(履歴全部事項証明書、運転免許証など)の写し(様式5)
- ・酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の写し(様式7)
- ・取引確認書類の写し(様式8)
- ・確定申告書等の写し(国の月次支援金申請時に提出した書類の写し)(様式9)
- ・対象月の月間収入が分かる売上台帳の写し(国の月次支援金申請時に提出した書類の写し)(様式10)

申請方法

申請書類の詳細及びオンライン申請については、下記URLをご確認ください。  
公益財団法人 富山県新世紀産業機構【富山県事業持続月次支援金】  
<https://www.tonio.or.jp/info/getsujishien/>



# 富山県事業持続月次支援金【酒類販売事業者】必要書類一覧

申請書 (様式1)

国の月次支援金の給付通知書の写し

([8月分]様式2-1、[9月分]様式2-2)  
※給付通知書を紛失等した場合は、様式6-1、6-2を提出してください

誓約書、役員等名簿

(様式3-1) (様式3-2)

振込先の通帳等の写し (様式4)

酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の写し

(様式7)  
※証明書でも構いません。

酒類販売事業者で  
必要になる書類

取引確認書類の写し

([8月分]様式8-1、[9月分]様式8-2)

## 本人確認書類

【法人】

履歴事項全部証明書の写し (様式5-1)

【個人事業者】

運転免許証(表面、裏面)の写し (様式5-2)

※運転免許証がない場合は次の(1)及び(2)からそれぞれ1点(計2点)  
(1)健康保険証、介護保険証、年金手帳  
(2)住民票、公共料金(電気・水道)の領収書、国税・地方税の領収書

## 国の月次支援金申請時に提出した書類の写し

2019年・2020年の確定申告書類の控え

(様式9-1、9-2)

2021年の対象月(8月・9月)の  
月間収入がわかる売上台帳の写し

([8月分]様式10-1、[9月分]様式10-2)

## 給付通知書を紛失等した場合

- ・国の月次支援金のマイページの写し (様式6-1)  
(マイページ情報の(登録情報、申請ステータス)の写し)
- ・国の月次支援金が入金されたことが分かる通帳のページの写し (様式6-2)

## 特例や白色申告により国の給付金が算定された場合

国に提出した書類の写し

(様式11)

郵送による申請の場合は、提出書類チェックシートもあわせて提出してください。